

地域担当職員制度について

一般財団法人 地方自治研究機構「地域担当職員制度に関する調査研究」（平成29年3月）より

地域担当職員とは？

- ✓ 住民との対話・交流を通じ、地域課題の解決に住民の意向を反映させ、職員の意識をも住民本位に転換させることを目的に、職員を各地域の担当者として配属し、住民と共に地域課題の解決を図る制度

地域担当職員制度の多様性

- ① 現業職員を除く全職員が所属する課の業務とは別に、小学校区を中心としたコミュニティに地域担当として配属されるもの
- ② 課長クラスが中学校区単位のまちづくり委員会に委員として出席するもの
- ③ 地域担当職員を自治会に出席させ、発見した地域課題を、本庁に設置した地域担当会議で協議し全庁を挙げて解決に取り組むもの
…等々、様々な形態の地域担当職員制度が実施されている。

地域担当職員制度の利点

- ✓ 自治体職員の地域活動への参加は、住民との間に「顔の見える関係」が構築されることで相互の理解と信頼関係の創出につながる。
- ✓ 本庁と住民とのパイプ役となり、縦割り行政の是正につながる。
- ✓ 庁内の職場を飛び出したOJTとして職員の新たな能力形成に貢献するとともに、自治体職員としてのやりがいやモチベーションの向上につながる。

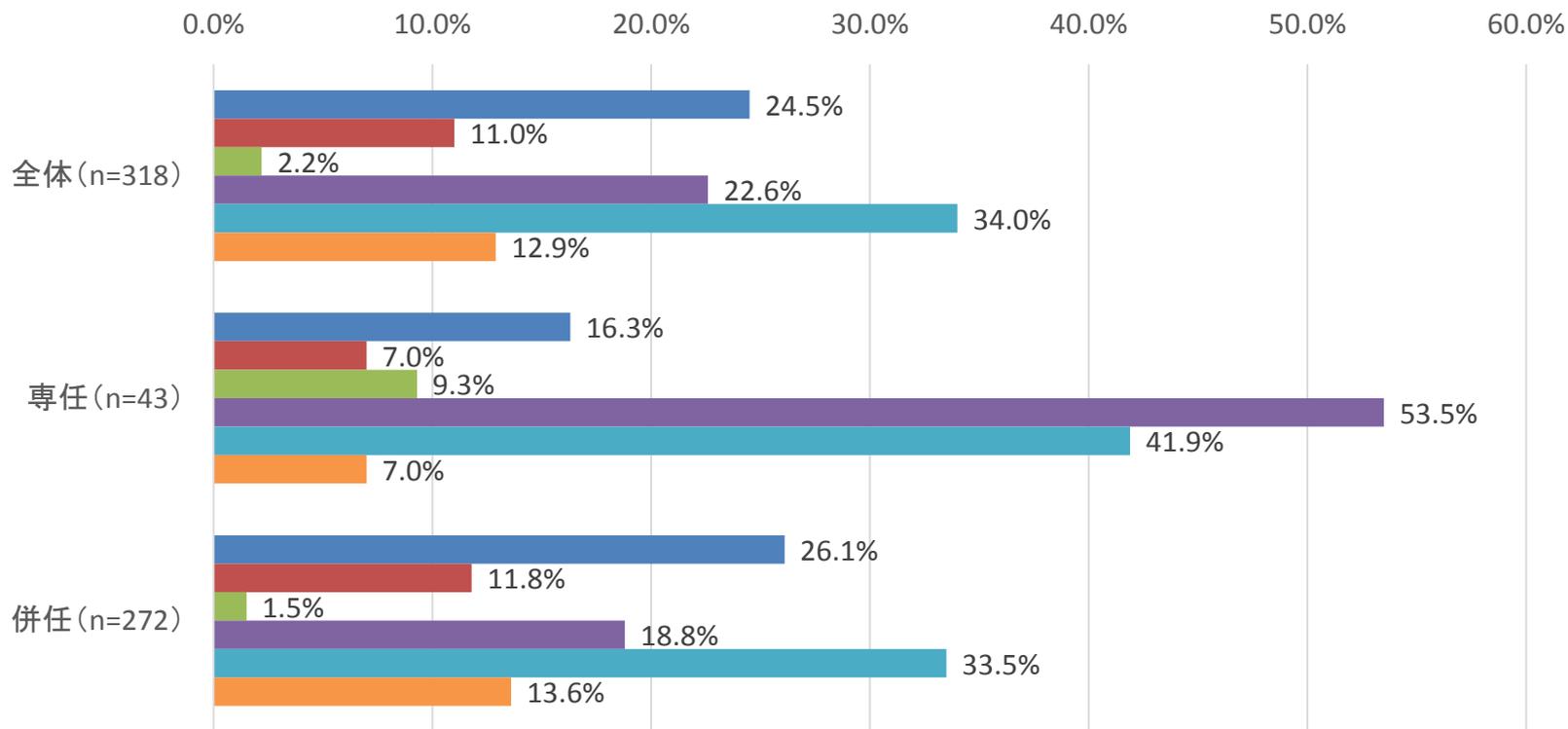
課題

- ✓ 自治会や委員会等は、ほとんどが休日の開催であるため、職員の負担が増える。
- ✓ 地域担当職員として地域とつながりが生じるとスムーズな交代ができず、任期が長期化する。
- ✓ 地域により活動内容に温度差がある。

地域担当職員制度の課題

一般財団法人 地方自治研究機構「地域担当職員制度に関する調査研究」（平成29年3月）より

専任・併任別集計 (n=318)



- ①担当する業務内容が拡大するため、職員の負担が増え、本来の業務に支障がでる
- ②地域担当職員は、要望(クレーム)の一方的聞き役となり、業務意欲が減少する
- ③職員と地域との関係が良好であれば長期間の担当となりがちで人事異動に支障が生じる
- ④団体・組織が地域担当職員に依存することになり、地域の自立に支障が生じる
- ⑤地域の取組意欲に格差があり、地域への対応が困難となるケースも発生する
- ⑥その他

奈良市の地区調整員制度の現状

1. 地区調整員制度の概要

- ✓ 市内全50地区に**地区調整員**を配置
(地区調整員制度)
- ✓ 主な業務内容は、各地区自治連合会の活動支援や、自治会交付金の申請、しみんだより配布代表者への謝金支払い、赤い羽根の共同募金事務など

2. 地区調整員の配置体制

所属	配置人数 (所管地区数)
市民活動部地域活動推進課	6名 (24地区) →H30年度より3名に減
市民生活部東部出張所	1名 (4地区)
〃 西部出張所	2名 (13地区)
〃 北部出張所	1名 (4地区)
〃 月ヶ瀬行政センター	1名 (1地区)
〃 都祁行政センター	1名 (4地区)

3. 地区調整員の課題

- ✓ 各地域によって地区調整員の業務内容に差がある。
- ✓ 本来地域で行うべき事務を地区調整員が担っている場合があり、行政依存により地域の自立に支障が出ている。

他自治体の地域担当職員制度（その1）

全庁的な地域担当制をとっている自治体

八尾市・豊中市では地域担当職員の配置体制に大きな違いはあるものの、以下のとおり、**地域担当職員+各部局の地域調整職員+庁内共有機能（会議）の3点セットの制度**となっており、全庁的な地域担当制がとられている。

- ✓ 両市ともに、**各部局の庶務担当課長が部局の地域調整担当者**となっている。
- ✓ **各部局に地域を担当する職員**（便宜上、地域調整職員と呼称）をおいている（通常業務と兼務）。
- ✓ **各部局での調整会議**を持っている。

		大阪府八尾市	大阪府豊中市
人口 (H28.4.1現在)		268,755人	393,688人
地域自治組織の名称		校区まちづくり協議会	地域自治組織
地域担当職員制度	導入時期	平成23年度	平成24年度
	業務	①地域の実情や地域課題の把握 ②市の重点施策の啓発 ③担当地域の総括 ④わがまち推進計画の策定支援 ⑤地域のまちづくり支援 ⑥地域力向上のための環境整備	①地域の実情や地域課題の把握 ②市や地域の情報の提供 ③地域の課題解決に向けた、地域と市の関係部課との連絡調整、コーディネート
	配置体制・役職・人数	・中学校区ごとに1名（中学校区ごとに設置された出張所の所長補佐（課長補佐級）が担当）を配置	・本庁舎に6名（正職員4名、非常勤職員2名）を配置し、地域自治組織の設立に取り組む7地区（41校区中）を2人1組で担当
	専任/兼務	専任	専任
	選任方法	人事異動	人事異動
各部局の地域調整職員 （通常業務と兼務） の概要	・各部局の庶務担当課長が 部局地域調整担当者 を担う ・ 部局地域担当者 を各部局7人以上配置し、各地域に割り当てる	・各部局の庶務担当課長が 主任協働推進員 を担う ・各部局に 協働推進員 を配置し、地域担当職員と協力・連携して地域の課題解決にあたる	
地域課題の 庁内共有機能 （庁内連絡会議等）	・各部局での調整会議として、 部局地域会議（部長級または課長級） を行う ・各ブロック（地域）での調整を行うため、 ブロック会議 を行う	・ 協働推進本部会議 （市長以下部長級）を設置し、各部局が地域の課題解決に向けて協議を行う ・ 協働推進本部会議幹事会 （各部局庶務担当課長）	
担当課	人権文化ふれあい部 市民ふれあい課	市民協働部 コミュニティ政策課	

便宜上、この3つの
仕組みを合わせて、
「全庁的な地域担当制」
とする

他自治体の地域担当職員制度（その2）

全庁的な地域担当制をとっていない自治体

- ✓ 大阪市西区では区の各部署の課長・課長代理、もしくは課長代理・係長が2人1組でチームを組み、地域を担当。市民協働課がそのバックアップをするという体制をとっている。
- ✓ 茨木市では専任の地域担当職員を置き、地域自治組織の設立支援に取り組んでいるが、各部局の地域調整職員や庁内で地域の課題等を共有する会議等は設けられていない。

		大阪市西区	大阪府茨木市	
人口 (H28.4.1現在)		94,000人	279,573人	
地域自治組織の名称		地域活動協議会	地域自治組織（地域協議会）	
地域担当職員制度	導入時期	平成23年度	平成27年度（平成20年度から別の制度で存在）	
	業務	①地域の実態などをふまえた「地域カルテ」の作成・管理 ②区政及び市政の各種施策についての情報提供 ③各種相談に迅速に対応するための局・事業所・区役所間との連携 ④地域活動協議会の設立及び運営のための情報提供・情報収集	①地域自治組織の設立支援 ②地域の実情や地域課題の把握 ③校区に必要な情報の提供 ④校区からの提言、アイデアの聴取 ⑤庁内関係部課との連絡調整	
	配置体制・役職・人数	・連合振興町会（14地区）ごとに2人1組で地域担当職員を配置 ・課長・課長代理と課長代理・係長のいずれかでチームを組む	・小学校区（32校区）ごとに再任用職員7名を配置 ・市民協働推進課と福祉政策課の職員が担当している	
	専任/兼務	兼務	専任	
	選任方法	人事異動	人事異動	
各部局の地域調整職員（通常業務と兼務）の概要		/		
地域課題の庁内共有機能（庁内連絡会議等）		・地域担当職員が、地域の課題をまとめた「地域の声連絡票」を作成し、それをもとに市民協働課は、「情報共有カルテ」を作成する ・年2回程度、幹部会議で地域課題等の情報共有を図る	/	
担当課		市民協働課	市民文化部 市民協働推進課	

1. 地域担当職員制度について

(1) 業務

- ・市としてどのような役割を地域担当職員に求めるか
- ・業務内容を明確にしておく必要がある（地域の事務を担うわけではない）

(2) 配置体制

- ・地区調整員との関わりをどうするか
- ・地域担当職員は、地域自治協議会が設立された地域に限定して配置するのか

(3) 役職

- ・管理職をおくのか主任・係長級などの中堅職員をおくのか、あるいは再任用職員とするのか
- ・1地区に対して複数の職員がチームを組んで担当している自治体もある

(4) 専任/兼務、選任方法

- ・職員数が限られる中、専任の地域担当職員を置くことは困難と考えられる

2. 全庁的な地域担当制について

(5) 各部局地域調整職員

- ・八尾市や豊中市では、地域担当職員をおく部局だけでなく全庁的に地域調整職員を配置しているが、全庁的な地域担当制をとるのか。

(6) 地域課題の庁内共有機能

- ・八尾市や豊中市では、地域課題を庁内で共有するための庁内会議をおいているが、奈良市の場合どうするか。
- ・現行の「協働のまちづくり推進庁内検討委員会」がその役を担えるか。